

(一社) 日本舶用工業会 御中

事務連絡
令和5年8月

パートナーシップ構築宣言について

中小企業庁
国土交通省

政府において、我が国経済の持続的成長や、成長と分配の好循環の実現に取り組んでいるところ、各事業者によるサプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。2020年7月の運用開始以来、3万社を超える事業者に宣言いただいておりますこと、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、賃上げ原資の確保の観点からも、適切な価格転嫁の実現が喫緊の課題となっております。また、地政学リスクの上昇に伴うサイバーセキュリティ確保や、GX等、多様な社会課題についても取組の重要性が高まっております。これらの課題に適確に対応するためには、一部の企業だけでは限界があり、サプライチェーン全体での取組が必要不可欠です。

皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

つきましては、貴会におかれては、正副会長等企業をはじめとする会員企業様への改めての「パートナーシップ構築宣言」の宣言及び実行の呼びかけをお願いいたします。また、宣言から期間が経過し、代表者の交代や、コロナ禍による経済・社会環境の変化に対応して新たな取組を始めた場合などにおかれましては、宣言の更新をいただきたく、会員企業様への周知をお願いいたします。

加えて、中小企業庁においては、本年も、宣言いただいた各事業者様の状況を把握する調査を夏に実施し、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組んでまいります。アンケート結果の記載に基づき優良な取組を行う事業者様については、「パートナーシップ構築大賞」の表彰等の対象とすることを予定しておりますので、こちらも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

※「GX実現に向けた基本方針」において、「パートナーシップ構築宣言の更なる拡大を進めることにより、中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体での脱炭素化の取組を促進していく」とされていることも踏まえ、調査では各事業者様におけるグリーン化の取組の状況や課題についてお聞きする内容もございますので、ぜひ御回答いただけますと幸いです。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



パートナーシップ構築宣言について

経済産業省
中小企業庁事業環境部企画課
令和5年8月

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、**新たな連携**（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

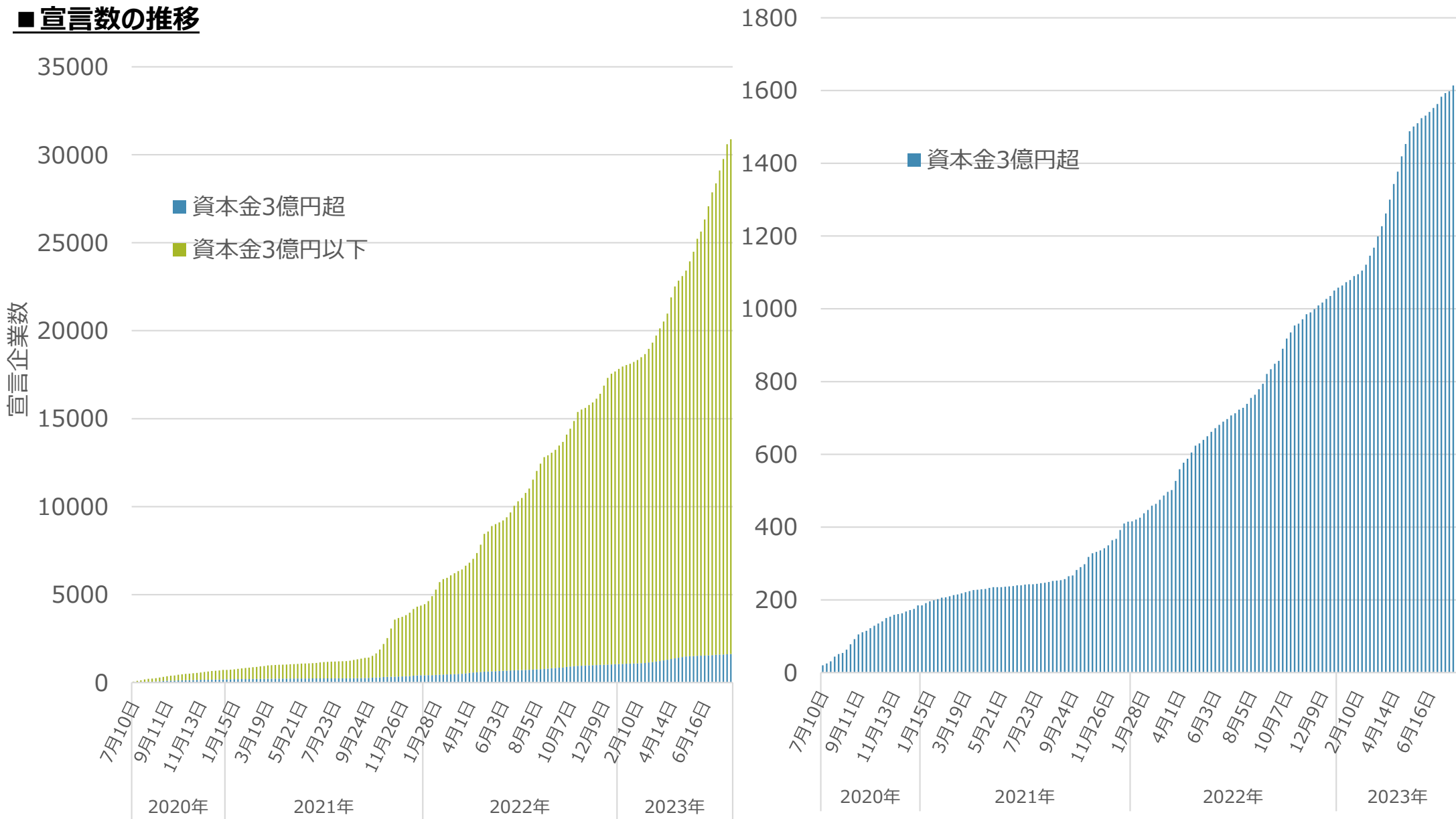
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2023年8月10日時点で**31,076社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,637社**）。

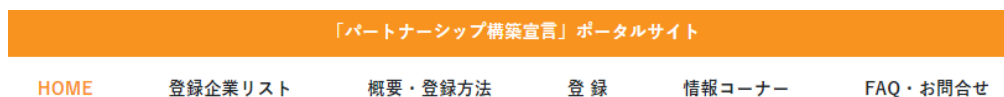
■ 宣言数の推移



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11138社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



(参考) 「SDGs」の目標

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-1

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<中小企業庁補助金>

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- ➔革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の**設備投資等**を支援
- ※公募期間（15次）4月19日(水)～令和5年7月28日(金)まで

● 事業再構築補助金

- ➔新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援
- ※現在公募中（～6月30日（金）まで）

<資源エネルギー庁補助金>

● ①需要家主導型太陽光発電及び②再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

- ➔①需要家が小売電気事業者・発電事業者と一体となって取り組む**太陽光発電の導入や蓄電池の併設**を支援。
※公募期間（4月3日（月）～5月26日（金）まで）
- ➔②FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、**蓄電池の導入**を支援
※公募期間（4月10日（月）～6月2日（金）まで）

● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

- ➔民間の大規模建築物について**ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化**を支援
※公募期間(一次)（5月8日（月）～6月5日（月）まで）
※公募期間(二次)（7月31日（月）～8月28日（月）まで）

● 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ➔**省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援
※公募期間(一次)（3月27日（月）～4月24日（月）まで）
※公募期間(二次)（5月25日（木）～6月30日（金）まで）

● 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ➔**避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費**を支援
※LPガス分の公募期間（5月31日（水）～6月30日（金）まで）
※石油分の公募期間（5月～6月19日(月)まで。)

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-2

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<経済産業省補助金>

● 伝統的工芸品産業支援補助金

- ➔「**伝統的工芸品産業の振興に関する法律**」に基づき、組合、団体及び事業者等が実施する事業に要する経費を支援
- ※公募期間（1月6日（金）～2月6日（金）まで）

● 皮革産業振興対策事業費補助金

- ➔**皮革関連産業**の商品開発力やデザイン力の向上と消費者への認知度を高めるための**見本市の開催やPR事業等**を支援
- ※公募期間（1月18日（水）～2月17日（金）まで）

● 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

- ➔**福島**イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う**実用化開発等**を支援
- ※公募期間（2月13日（月）～4月7日（金）まで）

● コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

- ➔収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関する**イベントの実施に関する費用等**を支援。
- ※公募期間(第2回)（4月14日（金）～5月8日（月）まで）
- ※公募期間(第3回)（6月16日（金）～7月7日（金）まで）
- ※公募期間(第4回)（8月18日（金）～9月8日（金）まで）

● アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

- ➔**アジア新興国等の外国人材を対象に**日本企業が有する**カーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナーや寄附講座の開設等**を支援
- ※公募期間（1月18日（水）～2月20日（金）まで）

● 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）

- ➔**海外展開の促進等**に向け、日本における研修や講義及び開発途上国の製造現場等を活用した専門家による指導、**開発途上国**の高等教育機関等における寄附講座の開設等を通じた**現地人材の育成・獲得を支援**
- ※公募期間（1月18日（水）～2月20日（金）まで）

● ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

- ➔平時に生産しているバイオ医薬品を、**有事の際には感染症に対するワクチンを製造できる、両用性を備えたデュアルユース設備の導入等**を支援
- ※公募期間（3月17日（金）～5月19日（金）まで）

● 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- ➔被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、**被災地の工場等の新增設や企業立地**を支援
- ※公募期間（4月7日（金）～7月7日（金）まで）

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-3

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<他省庁補助金>

● 海外展開・酒蔵ツーリズム補助金

- ➔ **酒類事業者**による**海外展開**（販路拡大・ブランド化）や**酒蔵ツーリズム**を推進する取組を支援

※公募期間（～2月28日（火）まで。最終締切4月28日（金））

● 新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）

- ➔ **酒類事業者**による国内外の**新市場を開拓するなどの意欲的な取組**を支援

※公募期間（～2月28日（火）まで。最終締切4月28日（金））

● 食品原材料調達安定化対策事業補助金

- ➔ **食品製造事業者等**が原材料の調達に関するリスクに対応するための**調達先の多角化、原材料の切替及び製造コスト削減等**を支援

※公募期間（4月17日（月）～5月12日（金）まで）

● 中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援補助金

- ➔ **中小トラック運送事業者**に対する**テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入等**を支援

※公募期間（2月27日（月）～3月22日（水）まで）

● モーダルシフト等推進事業

- ➔ 温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、**荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組**を支援

※公募期間（5月9日（火）～6月9日（金）まで）

● 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組事業（SHIFT事業）企業間連携先進モデル支援

- ➔ **企業間で連携したサプライチェーンの脱炭素化の取組**を支援

※公募期間（5月26日（金）～6月30日（金）まで）

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。

■賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること
- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言**を公表していることが必要

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義④

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「取引先との公正・適正な取引」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「パートナーシップ構築宣言」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGSガイドライン)

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

パートナーシップ構築シンポジウム

- パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを初めて開催。
- 経済産業大臣賞を新たに創設し、グリーン化や人材マッチングなど、新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介なども行った。

日時：2022年11月25日（金）16:00～17:30

会場：ベルサール虎ノ門
※オンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式

主催：経済産業省

後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所

参加実績：会場 約100名、オンライン 約1,300名（企業の調達担当、渉外、経営企画等が中心）

プログラム

- 16:00-16:05 開会挨拶（経済産業大臣 西村 康稔）
- 16:05-16:10 パートナーシップ構築宣言に関する経済産業省の取組（角野長官）
- 16:10-16:25 基調講演（オムロン(株) 立石 文雄 取締役会長）
- 16:25-16:40 優良企業の表彰（審査委員長 伊藤 邦雄 一橋大学名誉教授）
- 16:40-17:05 優良な取組事例の紹介（大臣賞:花王(株)、中小企業庁長官賞:(株)日立システムズ）
- 17:05-17:10 閉会挨拶（日本商工会議所 小林 健 会頭）



表彰企業の取組概要

経済産業大臣賞：花王(株)

- 花王グループは、2019年4月にESG戦略「Kirei Lifestyle Plan」を策定し、ESG調達を推進。
- 主要なサプライヤーについて、国際的な評価枠組みである、CDPサプライチェーンプログラムやSedexへの回答を促し、アセスメント結果を花王独自の視点からフィードバックすることで、ESG活動への支援を実施。
- また、サプライヤーとの情報共有・意見交換、表彰の場として「ベンダーサミット」を毎年開催。

中小企業庁長官賞：(株)日立システムズ

- IT業界においては、優れた技術力をもったデジタル人財の確保が課題となっており、パートナー企業と連携して解決に取り組んでいる。
- パートナー企業の人財のスキルマップ情報と、同社のプロジェクト情報を組み合わせて、マッチングする「人財マッチング」の取組を推進。
- マッチングにつながるニーズの高いスキル情報をパートナー企業に共有するとともに、パートナー企業の社員向けにも教育機会を提供。

経済三団体連名のパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請

- 2023年1月13日に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会は連名で、要請『「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて』を取りまとめ、会員事業者等に周知した。

■ 要請の要旨

1. 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言・実行・見直し・普及

- ・積極的な宣言・公表と、社内体制を明確にした確実な実行。下請中小企業振興法の振興基準等を踏まえた見直し。
- ・直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、実効性確保と社会全体への浸透。

2. 公正・適正な取引の徹底

- ・宣言の趣旨および自社の宣言内容の自社調達部門等の取引現場への浸透、取引先への明示。
- ・受注側企業におけるコスト上昇分について、積極的な価格協議と、取引対価への円滑な反映。
- ・約束手形の利用をできる限り廃止、現金により支払うよう努める。
- ・下請取引においては、60日以内の支払いを徹底。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- ・業界内において依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルを確立。 等

要請の全文(日商HP) : https://www.jcci.or.jp/20230113_written-request.pdf

宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名



詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言

- ## ② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)
- ## ③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 **登録** 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

以下の項目を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

ひな形 記載見本 記載要領

| | | |
|---|----|--|
| 企業名 ※法人格と社名の間は空けないでください。 | 必須 | 例：株式会社パートナーシップ構築宣言 |
| 企業名(ふりがな) ※法人格は入力しないでください。 | 必須 | 例：ばーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ) |
| 法人番号 ※詳細は 国税庁HP をご覧ください。 ※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。 | 必須 | 例：1234567890123 (13桁の半角数字) <input type="checkbox"/> 個人事業主 |
| 主な業種 (売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選) | 必須 | 選択してください |

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

- 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について **必須**
「ひな形」の「2. 「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型（主に製造業における金型等）を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。
 型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード **必須**

ファイルを選択していません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他（任意記載）欄に赤字で記載されている（例）文、以上の説明・例示箇所（いずれも赤字記載）が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

5

入力内容の確認